平成２７年（フ）第９９号
香川県高松市牟礼町大町2125番地２　ファミール牟礼101
債務者　岡野佐知子（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後４時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第４０号
北海道苫小牧市春日町１丁目５番６号　ハイツアルファーU102
債務者　村田　孝教
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第４２号
北海道苫小牧市永福町２丁目４番６号
債務者　鳴海　利子
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第５４号
青森県八戸市大字大久保字下大久保１番地、前住所青森県八戸市大字大久保字沢目12番地１
債務者　笹本　　類
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第２８６号
宮城県多賀城市新田字新後22番地の１　サンガーデンｉＡ棟102号
債務者　相原　友美
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３４４号
仙台市宮城野区新田２丁目12番22号　沖井アパート１
債務者　林　　正勝
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第９７号
岐阜市西改田夏梅97番地１　コーポラス改田Ｎ－23号室
債務者　山田　愛子（旧姓目崎）
1　決定年月日時　平成27年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１３４号
岐阜市日野西３丁目４番17号　サンコーポＮＯ．９　101号室
債務者　三島　淳隆
1　決定年月日時　平成27年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１４１号
岐阜県各務原市尾崎西町２丁目１番地　尾崎団地Ｃ６棟6405、前住所岐阜県各務原市鵜沼各務原町４丁目354番地
債務者　柴田　忠司
1　決定年月日時　平成27年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１４２号
岐阜県各務原市尾崎西町２丁目１番地　尾崎団地Ｃ６棟6405、前住所地岐阜県各務原市鵜沼各務原町４丁目354番地
債務者　柴田　陽子
1　決定年月日時　平成27年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第７６号
滋賀県東近江市栄町８番１号コーポおきた203号室
債務者　重田　幸治
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第１７５号
兵庫県三田市小野816番地11
債務者　魚住　和弘
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２９５号
兵庫県尼崎市小中島３丁目16番18―203号
債務者　川野　日夏
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３１０号
兵庫県芦屋市若葉町４番１―1852号
債務者　田中　和雄
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第９０号
福岡県久留米市合川町103番地２　コーポ杉303号、前住所福岡県朝倉市大庭5390番地12
債務者　久賀　幸子
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第９９号
福岡県久留米市長門石４丁目５番10―35号
債務者　鐘ケ江憲二
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１０６号
福岡県久留米市北野町乙丸50番地１　浦畑住宅２棟102号、前住所福岡県久留米市北野町乙丸196番地４
債務者　井上　礼子
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部